

令和2年度(2020年度)第6回函館市障がい者計画策定推進委員会 会議録要旨

- 日 時 令和3年(2021年)2月24日(水) 午後6時～午後7時
- 場 所 函館市役所8階 大会議室
- 出席委員(12名)
大山委員, 加藤委員, 河村委員, 川村委員, 近藤委員, 佐藤委員, 島委員, 相馬委員, 永澤委員, 西口委員, 野澤委員, 松田委員
- 事務局職員
保健福祉部 大泉部長
障がい保健福祉課 加藤課長, 岡本主査, 瀬戸主査, 板谷主査, 芳村主査, 阿部主事
- 会議内容
 - 1 開会(午後6時)
 - 2 協議事項
 - (1) 第6期函館市障がい福祉計画(素案)について
 - 【岡本主査】
(実施中のパブリックコメント手続等について説明)

 - 【佐藤会長】
今まで議論してきたことについてまとめ上げたものを素案として,あるいは概要版としてパブリックコメント手続で公表したということです。
皆様方で何か御質問等あれば承りたいと思います。
はい, 島委員どうぞ。

 - 【島委員】
今回, 障がい福祉計画の素案を読ませていただいて, すごく洗練されて良いものができるなと思っております。
これを実りのあるものにしていくために, 私たちも含めた皆で, パートナースhipの中で進めていかなければならないと思いました。
その中で, SDGsのことが書かれている4ページ, 5ページについてですが, これは国を挙げて世界的な目標に向かっていこうということを表しているもので, 非常に素晴らしいなと思っております。
これについて思ったことを何点かお話しさせていただきますと, 5ページの「17の目標」と書いてあるところですが, これを「7つの基本的な方向」と混同してしまうおそれがありますので, この「17の」を削除して単に「目標」とした方が, より分かりやすくなるのではないかと思います。

それと、7つの基本的な方向に17の目標が割り振られた対応関係の表についてですが、SDGsの目標の中の「3 すべての人に健康と福祉を」というところは、この障がい者福祉計画そのものが対応していると考えて良いかと思えます。つまり、目標3は、7つの方向の全てに掲げられることになるのだらうと思いました。

そして、SDGsの「11 住み続けられるまちづくりを」は、障害福祉計画のまちづくりに関連する方向③、④、⑦に掲げられると思えます。

それから、「12 つくる責任つかう責任」は生産者と消費者の関係性をうたっているところなのですが、これについては、障がい者の事業所で生産されているものを消費していくという需要と供給のところが対応するので、就労支援に関連する方向③に入るべきだと思えます。

また、「16 平和と公正をすべての人に」は司法のことをうたっているのですが、これは国の制度自体のことをうたっているので、制度に係るものである方向①、②に入るべきだと思えます。

そして、最後の「17 パートナースHIPで目標を達成しよう」は、縦割りになっている制度の狭間になっているところをつなぎ合わせて、切れ目のない計画、施策を進めていこうということですので、方向②、⑥に掲げられるべきだと思いました。

7つの基本的な方向の具体的な施策を考える中で、掲げる目標を割り振っていく必要があると感じております。

【佐藤会長】

SDGsについては、ここ数年でいろいろな分野で言われるようになってきました。いろいろなことに関連付けて運動を続けている人も多くおられると思うんですけど、突き詰めていくと17の目標というのは、漏れなく障がいの分野に関わってくるものなのかなと思っておりました。

そういった意味においては、「特に関連する17の目標」という欄について、もう一度精査して新たな目標を入れ込むということは可能なのでしょうか。

【岡本主査】

対応は可能と考えております。

【佐藤会長】

そうですか。それでは、よろしく申し上げます。

質問等、他にないようでしたら、協議事項の(2)に入っていきたいと思えます。

事務局の説明をお願いします。

(2) 第2次函館市障がい基本計画後期推進指針（素案）について

【岡本主査】

（「第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針（素案）」および「同《概要版》」に基づき説明）

【佐藤会長】

ちょっと確認したいことがあって、国立八雲病院から国立函館病院の方に機能移転をしたということで、筋ジストロフィーの患者さんが多くは札幌に移転したと聞いているんですけど、移送後の話はあまり入ってこないのですね。

冬に再入院して、その後に問題が起きたとかそういった話はあるのでしょうか。

【加藤課長】

入所されている方に何か問題が起きたとかそういったような情報は、入っていません。八雲から札幌に行かれた函館市の方もいらっしゃいますが、行った先の病院とは上手く連携を取れています。

ただ、先日、肢体不自由児父母の会の会長から要望を伺ったときに話題に上がったのですが、国立函館病院には本来医療型の短期入所施設のベッド数が確保されているんですけど、まだ医師の確保ができなくて、実質受け入れができないという状況になっています。それについては、なるべく早く、その状況を解消するように国に伝えているんですけど、なかなか医師の確保が上手くいっていないと聞いています。

【佐藤会長】

いつも気にしているところなので伺ったのですが、そうですか。分かりました。

それでは、第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針について、何か質問等ございますか。はい、松田委員どうぞ。

【松田委員】

7ページの⑬共同生活援助について、グループホームとか障がい分野や介護の分野では、3年に1度の報酬改定があるんですね。それでもなかなかグループホームの運営は厳しい状況にあるんです。

それで、この「実施事業所の拡大」というのは、多分、日中サービス支援型のことだと思うんですね。以前、会議でも日中サービス支援型の質問をしたら、今のところ設立するところはないという回答をいただいたと思います。

やはり、日中サービス支援型グループホームの運営は、非常に経費が掛かって大変なんです。

ですから、できれば函館市独自の持続性のある支援を行ってほしいと思います。そうしなければ、重度の方や日中活動に行けない高齢者の方などは、なかなか支援していけないのではないかなと思っております。

【佐藤会長】

意見ということで伺えばよろしいでしょうか。

【松田委員】

はい。意見です。

【佐藤会長】

他に意見はありますか。

それでは、私の方からお願いというか、計画をこうしてもらいたいということではなくて、計画に沿って考えていくうちに気が付いたことをお話させてください。

1つ目は、基本計画の素案の3ページにある「障がい者虐待防止対策支援事業」について、要援護高齢者・障がい者対策地域協議会がここ2年くらい開催されていないということで、今年度もあと1か月ですからもう開催される計画はないと思います。

新聞報道で函館市における障がい者虐待の記事を読んで、やはり函館市でもあるのだなと思いました。あまり詳細なものでもなくても函館市における施設や家庭などで虐待があるのが分かれば、我々が検討すべきこととして虐待に関する問題も話しやすいのではないかと思うのですが、なかなかよく分かっていないという現状です。

そういうこともあって、この協議会のようなものであれば良いなと思いました。

次に、8ページの「放課後等デイサービス」の実績がありますが、これは年々増えてきているということで、これを良い事業だと思っている保護者の方々も多いのだらうと推察できます。

ただ、卒業後が問題なんです。例えば、生活介護で事業所に通う人たちが今までのように学校に行った後、放課後等デイサービスに行くというような時間帯でのサービスは、卒業後にはないんですよね。そういった意味において、生活介護での長時間での支援ということも議論されてきているんです。支援する人たちの中から、「障がい児から障がい者になったときのそういった時間帯での支援ができるようになれば良いと思う」という話も出ています。

これについては、こういった形で行われるべきかということも含めて、改めて議論する必要があるのではないかと考えています。

もう一つ、22ページに「自殺予防対策事業」について、マスコミなどの話をいろいろ聞いていくと、特に感染症対策の影響で今年度は自死選択をした人が増えているという話もあって、非常に大変なことだなと思っております。

それが障がい分野の中で、こういった形で出るというのは、私としてもドキッとするとところもありますが、実際のところ、生活苦であるとか病気であるとか、障がいを苦にした自死というのがいろんな形で現れるということを承知していて、また自殺未遂に終わったときに重度障がい者になるというケースがかなりあるそうです。教育大の先生に、自殺はどのくらいの割合で未遂があるかと聞きましたら、10回に1回は成功するだろうということでした。つまり、10人自殺を凶ったら9人は未遂に終わって重度障がい者になる可能性があるということです。その統計が正しいかどうかということは分からないんですけど、いろいろな形で社会的に大きな問題があるということ認識して、自殺の予防については何らかの形で知る必要があるのかなと思っておりました。

最後に、48ページの「避難行動要支援者名簿の活用」に「避難行動要支援者名簿の更新」というのがあるのですが、実は「新制度の案内」というのが対象者のところに届いていて、この制度が開始されてから5年が経つただけけれど、名簿を改訂するというので、必要な人は返事をいただきたいというものでした。

名簿を改訂して町会にいろいろな形で依頼したりすることが多いだろうなと思っ
ているのですが、町会の活動については役員の高齢化が進んでいて、先日、ある町会の役員の方が、町会に入ったときには役員が17人くらいいたんだけど、今は8人しかいないということを話していました。役員のなり手がいないということで、災害が起きたときに要支援者に対してどのようにして支援するのか考えると、公的なものに頼らざるを得ないということがきつとあるんだろうと思います。3.11が近づいてまいりましたから、その当時、保健福祉部の職員を総動員して、市内で危険が及ぶ避難行動要支援者のところに行っているいろいろお話をしたということを思い出して、名簿に載っている人をどのように支援していくべきかということをもた考えなければいけないなと思っておりました。

この後期推進指針について思うことがいろいろあって、言い出したらきりがありませんけど、要点ごとに絞って、私の思いを話させてもらいました。今日、回答いただくとか、そういったものではないので、今後の課題として気に掛けているということをお承知いただけたら有り難いなと思っております。

【芳村主査】

先ほどの障がい者虐待防止対策支援事業についてですが、要援護高齢者・障がい対策地域協議会の経過としては、最後に開催したのは平成30年で、令和元年度には実施しておりませんでした。今年度に関しましては、もう年度が終わろうとしているのですが、書面で、協議会とそれに伴う研修会という形で行い、それに関する資料を現在作成しているところです。事業所向けに事例研究ということで、こういった事例があって、このような対応をしましたということをも、高齢福祉課と協力して、障がいの分

野と高齢の分野とで資料を作成して、でき次第送付するという事で今動いております。ですので、令和2年度に関しましては、もう少しお待ちいただきたいと思っております。

【佐藤会長】

分かりました、ありがとうございます。期待して待っております。

(3) その他

【佐藤会長】

それでは、全体を通して何か御意見、御質問はないでしょうか。

はい、島委員どうぞ。

【島委員】

後期推進指針の今後のスケジュールについて、今回は当日配布ですが、特に障がい保健福祉課所管のところに加筆があったということで、福祉スタッフにとって大事なところが多いですから、この後、確認して意見を出させていただくような時間的な猶予があるのかを確認させてください。

【岡本主査】

素案として、皆様にある程度完成したものとしてお示ししましたが、今回お見せした中で御意見があるということであれば、今年度のものなので3月の月上旬までに、メール等を利用して御連絡いただきましたら、対応したいと考えております。

【島委員】

分かりました。

【佐藤会長】

島委員が第6期障がい福祉計画について、とても良いものができたと最初におっしゃっていただきました。

私も改めて概要版と比較しながら素案を見たのですが、やはりきちっとまとまっているかなと思います。第5回までの委員会の中で出された意見などが、かなり盛り込まれています。そういったこともあって、良いものができたのだらうと思っておりました。

細かな話をすると、きりがなくなってしまうのですが、改めて感謝を申し上げたいと思っております。今日は部長にもお忙しい中で参加いただいておりますので、最後に御挨拶いただきたいと思っております。

計画というのは実践しなければ意味がないものですので、委員会がこういった形で行政と一緒にやっていくかということに関わってくるのかなと思っています。特に10か年の計画の中には他の部局の様々な事業が盛り込まれておりまして、そういう意味では、ここの議論だけでは済まないものも、たくさんあると思います。他部局と繋がりを持つ中でも、この計画を絶えず頭に入れながら、やっていかなければならないなと思っておりました。例えば、リサイクルセンターで30人もの障がいのある人たちが仕事をしているということにも、我々の計画の内容が関わってきているということです。そういったことを考えると、ここで提案されたものをただ単に議論して終わりということにはならないのかなと。またいろんな形で議論をしてみたいなと思います。

他に意見等はありませんか。はい、課長どうぞ。

【加藤課長】

ちょっと確認したいのですが、先ほど佐藤会長の、放課後等デイサービスのお話は、生活介護に通えないお子さんがいらっしゃるということなののでしょうか。

【佐藤会長】

通えないということではなくて、放課後等デイサービスは結構長い時間、この前聞いたのでは送りは5時半か6時くらいになりますよという話だったんですね。それで、今のところ生活介護については、事業所によって違うんですけど、大体3時、4時ぐらいの帰宅ということになっているので、それ以降の時間帯が保護者にとって困る時間帯になってしまうのかなということです。

そういった意味で、長時間の支援をお願いしたいという意見が、支援する人たちから出ているんですね。これについては、どこかで考えなければいけないのかなと思うのですが、どういうふうに長時間の支援をしていけば良いかということは、どこかで知恵をいただきながら、やるしかないのかなと思っております。

全然対応できていないという意味ではなくて、卒業した途端に生活介護を利用しましょうということになって、3時になったら「帰りなさい」と言われてしまうのであれば保護者が困ることが今、問題となっている話なんですね。

【加藤課長】

そうだと思います。生活介護の事業所が利用できる時間を長くできれば良いのですが今の実態は大体3時くらいになったらバスに乗せて利用者のお家へ送っていくという状況になっていると思うので、どうしても一人でお留守番ができない大人の障がい者の場合は、日中一時支援を利用するとか、いろいろなサービスを組み合わせて、保護者が帰ってくるまでそこにいるというような形を取っているんです。

ただ、重度の障がい者でない限りは18, 19歳になれば留守番ができるというのも1つの生活能力ですので、その能力を放課後等デイサービスに通っている間に伸ばしてあげるのも療育だと考えています。そういったことができない方もいらっしゃるの承知していますが、今すぐここで答えは出せません。

【佐藤会長】

そうですね。この件について議論し出すときりがないと思いますが、過去においては、「トライ」と言って、バスで通う生徒たちに、バスを利用することは社会訓練の1つだから、きちんとできるようにしているという話を聞いたことがあるんです。

それが放課後等デイサービスになってからは利用者を迎えに来る車がたくさん並んで、それはいかなものかなと言っている先生もいました。

時代を経過していくと、迎えに来るのが当たり前で、バスを利用する訓練をしなくなるというのが当たり前になってきていると。そうすると、子どもたちがどうなるかということですね。

西口委員、そういった話は何か聞いていますでしょうか。

【西口委員】

私が特別支援学校に勤務していたときに、もう30年以上前になりますが、当時はお金を払える方は、民間のレスパイトサービスに委ねて、余暇を過ごさせていたということがありました。学校の現場においてできることとして、週末に学校職員で余暇活動を活かすために民間のレスパイトサービスに出向いて、余暇の過ごし方について話し合ったり、悩みを聞いたりして充実を図るのですが、年に数回でした。

そうすると、時間の空白を金銭的な負担を掛けずに取り組む良い方法があまりないというのが実情です。

それどころか、特別支援学校の高等部などを卒業した18歳は20歳までの2年間の空白になるんです。何の空白かという、障害者基礎年金が20歳からの支給なんですね。そういった、金銭面での空白も出てしまうんです。

それに対しては、こういう素晴らしい取組がありますということをお応えできないところで、申し訳ありません。

【佐藤会長】

年金が支給されないということについては以前にもお話いただきましたが、卒業後2年間は経済的に大変だという問題を抱えながら待っているという方も多いと思うんですね。お話いただきまして、ありがとうございます。

他になければ、事務局から何かありますでしょうか。

【岡本主査】

今年度の委員会は本日で最後となりますので、保健福祉部長から挨拶を申し上げます。

【大泉部長】

本日は、第6期函館市障がい福祉計画および第2次函館市障がい基本計画後期推進指針の策定における最後の委員会でございます。御挨拶を一言申し上げたいと思います。

委員会におきましては、皆様の意見を取り入れた計画づくりという視点から、関係団体の御推薦をいただいた方から公募の市民の方にも加わっていただきまして、昨年の6月に第1回の委員会を開催したところでございます。以降、本日まで、9か月の間に6回ということで、精力的に開催し、御意見をいただきました。

皆様には、お忙しい中、お仕事が終わってからの時間のお疲れのところ、大変熱心に検討していただきましたことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

特に本年度は、障がい福祉計画と障がい者基本計画後期推進指針の策定が重なる特別な年でして、例年にないほど見直しも必要であり、また、新型コロナウイルス感染症に伴いまして様々な不安がある中でございましたが、積極的に御出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

障がい福祉計画につきましては、総合支援法と児童福祉法に規定する障害福祉計画と障害児福祉計画を一体としたものであり、一方で、障がい者基本計画後期推進指針につきましては、障がい児・者を取り巻く環境も勘案して策定するために内容の範囲も広くなり、議論が難しい内容であったと思われまます。

皆様からいただきました御意見・御提案につきましては、計画はもとより、今後の施策に反映させながら、今後の障がい者施策をより一層推進してまいりたいと考えております。

また、先ほど佐藤会長からのお話、例えば、自殺予防対策事業に関わること、あるいは避難行動要支援者名簿については町会の高齢化等についてなどもございました。自殺であれば、障がい者基本計画に関係することはもちろんのこと、非常にたくさん、この計画を超えた様々なことが要因になっているものと考えられます。また、町会の話であれば、町会の役員のみならず手不足という大変根が深く、幅広い事項が関わってまいります。

こうして見ただけでも、障がい分野の計画をじっくり考えること、イコール街全体のいろいろな課題を触れずに考えることはできないのかなということを、改めて考えさせられたところであります。

町会の活性化などにつきましても、別途協議しているところでありますが、この委員会の中で出てまいりました福祉拠点というものを作ってまいります。この福祉拠点

も、拠点ができることによって、拠点を取り巻く支援のネットワークの負担の軽減が図られたり、より一層連携が進んだりすることがあると思いますので、これも町会の活性化の一助になっていくものと思います。

そうした広い視野でいろいろと課題解決に向けて大いに議論をして進んでいく中で、この障がい者福祉計画についても、少しずつブラッシュアップがされていき、また、私どももしっかりと力を尽くしていきたいと思っておりますので、今後とも御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠に有り難うございます。

【佐藤会長】

大泉部長、ありがとうございました。

今、福祉拠点の話が大泉部長からありました。来年度、福祉拠点の整備を行って、再来年度、令和4年4月から事業が開始するということになるんですね。

我々としても期待しているところでございますし、市長の「日本一の福祉都市をめざす」という言葉にも関わってくる場所もございますので、我々としては、障がいの分野がどのような関わりをそこで持てるのかということが1つのポイントになるだろうと思っております。いろいろな形で見たいなと思っております。

今日で今年度の会議が終わって、計画についてはパブリックコメントが終了したらきちっとしたものが出来上がるということで、出来上がったときに改めて「今までやって来た」ということを心から感じたいと思っておりますが、実は、進行管理というものもあって、一定程度の期間を置きながら、また我々で集まって出来上がった計画の進捗状況がどのようになっているのかを確認し合うということも我々の大事な務めでもありますので、またこの場に集まって、いろいろと事務局から説明を受けながら、意見を出し合っていきたいと思っております。

障がいのある人たちがこの街に住み続けて良かったと思えるような環境づくりを、我々もいろいろな形で力を尽くしていきたいと思っております。

お互い健康に留意して、また委員会に集まっていいただければと思います。

それでは、本日の会議を終了したいと思います。皆様、ありがとうございました。